

---

プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**

項目 **本日の審議事項**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 2021 年 10 月に経済協力開発機構 (OECD) / 主要 20 か国・地域 (G20) の「BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国によりグローバル・ミニマム課税について合意が行われた。グローバル・ミニマム課税のルールは、所得合算ルール (Income Inclusion Rule (IIR))、軽課税所得ルール (Undertaxed Profits Rule (UTPR)) 及び国内ミニマム課税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT)) があり、このうち所得合算ルール (IIR) に係る取扱いが 2023 年 3 月 28 日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 3 号) (以下「令和 5 年法律第 3 号」という。) において定められ、2024 年 4 月 1 日以後開始する対象会計年度から適用することとされた。
3. 当委員会は、所得合算ルール (IIR) に係る取扱いを定めた令和 5 年法律第 3 号に対応して、2023 年 3 月 31 日に実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 44 号」という。) を公表し、実務対応報告第 44 号の適用を終了するまでの間、税効果会計の適用にあたっては、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととした。
4. その後、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等 (当期税金) 及び同制度適用後の税効果会計の取扱いについて審議を行い、第 85 回税効果会計専門委員会 (2023 年 7 月 31 日開催) 及び第 508 回企業会計基準委員会 (2023 年 8 月 24 日開催) において、実務対応報告第 44 号の当面の取扱いを継続することについて提案を行い、当該提案について賛同する意見が得られた。
5. 2023 年 12 月 14 日に与党税制調査会より公表され、2023 年 12 月 XX 日に閣議決定

された「令和 6 年度税制改正大綱」（以下「税制改正大綱」という。）において、軽課税所得ルール（UTPR）に係る取扱いが法制化され、また、国内ミニマム課税（QDMTT）に係る取扱いは令和 7 年度以降の税制改正での法制化の検討が予定されている。

**本日の審議事項**

6. 第 3 項に記載のとおり、実務対応報告第 44 号は、所得合算ルール（IIR）に係る取扱いを定めた令和 5 年法律第 3 号にのみ対応しているが、令和 6 年度以降の税制改正により軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）が段階的に法制化される予定であることを踏まえて、所得合算ルール（IIR）に関する取扱いのみならず、軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）等の取扱いも含めたグローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて検討を行う必要があると考えられる。
7. 本日は、グローバル・ミニマム課税制度に関する令和 6 年度以降の税制改正に対応して、実務対応報告第 44 号の当面の取扱いを継続するために改正を行うかどうかについてご意見を伺う（審議事項(4)-2）。
8. 併せて、実務対応報告第 44 号の改正を行うとした場合、公表する実務対応報告第 44 号の改正案の文案（審議事項(4)-3）及びコメント募集の文案（審議事項(4)-4）について検討を行う。

以 上